

18年4月1日より、

# 屋外広告業の登録制

が始まりました。

福井県内で看板・ポスター等の屋外広告物を表示・設置する業者は、「知事の登録」が必要です。

## <登録制の概要（福井県屋外広告物条例）>

- 平成18年4月1日より、福井県内で屋外広告物の表示・設置を行う営業（屋外広告業）を営む場合、知事の登録を受けなければなりません。また5年ごとに登録の更新を受ける必要があります。

※ 営業活動とならないもの（自己の建物に業者を介さず広告物を設置する場合等）は、登録業者でなくても広告物を設置できます（ただし、屋外広告物を設置する場合、自家用の広告物でも原則として市役所・町役場に広告物設置許可申請を行い、許可を受けなければなりません）。

※福井県内に営業所を持たない県外業者が福井県内で広告物を設置する場合も、福井県知事の登録を受ける必要があります。

※ 平成17年3月末までに従来の「屋外広告業の届出」制度による届出を行っている業者は、平成18年9月末まで、従来どおり広告物表示・設置の業務を行うことができます。

- 屋外広告業者は、各営業所ごとに法令の遵守や業務の適正な実施に関する知識を持つ「業務主任者」を選任する義務があります。

※業務主任者には、一定の資格を持つ者しか選任できません。

- ・国土交通大臣が登録した登録試験機関の行う試験に合格した者
- ・都道府県等が主催する屋外広告物に関する講習会の修了者 等

- 登録した屋外広告業者には県が「屋外広告業登録証」を発行し、屋外広告業者登録簿を県で作成・保管します（登録簿は福井県庁でどなたでも閲覧できます）。また、屋外広告業者は「屋外広告業者登録票」という標識を営業所ごとに掲示しなければなりません。

- 登録を受けずに屋外広告業を営む者や屋外広告物条例に違反する者には罰則・登録取消し・営業停止命令等の処分規定が設けられています（処分情報についても公開いたします）。

【お問い合わせ先】 福井県土木部都市計画課（TEL 0776-20-0497）

※屋外広告物に関する詳しい規制内容は、都市計画課のホームページ（<http://info.pref.fukui.jp/toshi/>）で公開しています。